

【函館市有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表】

現行	改正案
目次	目次
第1～第15 (略)	第1～第15 (略)
第9 有料老人ホーム事業の運営	第9 有料老人ホーム事業の運営
1～2 (略)	1～2 (略)
3 帳簿の整備	3 帳簿の整備
老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。	老人福祉法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。
(1) 有料老人ホームの修繕および改修の実施状況	(1) 有料老人ホームの修繕および改修の実施状況
(2) 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録	(2) 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)
4～11 (略)	4～11 (略)
第11 事業収支計画	第11 事業収支計画
1～2 (略)	1～2 (略)
3 資金収支計画および損益計画	3 資金収支計画および損益計画
ア～カ (略)	ア～カ (略)
キ 前払金（入居時に老人福祉法第29条第7条に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。	キ 前払金（入居時に老人福祉法第29条第9条に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。
ク (略)	ク (略)
4 (略)	4 (略)
第12 利用料等	第12 利用料等
1 (略)	1 (略)
2 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃またはサービス費用の全部または一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。	2 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃またはサービス費用の全部または一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置（以下「必要な保全措置」という。）を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則	(2) 老人福祉法第29条第11項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置（以下「必要な保全措置」という。）を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）

第17条第3項の規定に基づく経過措置期間が終了したことに伴い、老人福祉法第29条第9項の規定の対象となる令和3年4月1日以降の新規入居者について、同項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、必要な保全措置を講じなければならないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 老人福祉法第29条第8条の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部または一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。

(7) (略)

#### 第13 契約内容等

1～3 (略)

##### 4 重要事項の説明等

老人福祉法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

(1) (略)

(2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居相談があったときに交付するほか求めに応じ交付すること。

(3) (略)

5～9 (略)

#### 第14 情報開示

##### 1 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書（特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。）、運営規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

2 (略)

##### 3 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第9条の規定に基づき、有料老人ホーム情報を市長に対して報告すること。

4 (略)

第15 (略)

附則第17条第3項の規定に基づく経過措置期間が終了したことに伴い、老人福祉法第29条第11項の規定の対象となる令和3年4月1日以降の新規入居者について、同項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、必要な保全措置を講じなければならないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 老人福祉法第29条第10条の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部または一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。

(7) (略)

#### 第13 契約内容等

1～3 (略)

##### 4 重要事項の説明等

老人福祉法第29条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

(1) (略)

(2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第7項の規定により、入居相談があったときに交付するほか求めに応じ交付すること。

(3) (略)

5～9 (略)

#### 第14 情報開示

##### 1 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書（特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。）、運営規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

2 (略)

##### 3 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第11条の規定に基づき、有料老人ホーム情報を市長に対して報告すること。

4 (略)

第15 (略)

